（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三十七条　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六項の表法人税法第六十七条第三項第五号の項中「第六十七条第三項第六号」に改め、同表法人税法施行令第九条第一項第一号ホの項中「第九条第一項第一号ホ」を「第九条第一項第一号ヘ」に改め、同表法人税法施行令第百十八条の項中「第百十八条」を「第百十七条の二」に改め、同表法人税法施行令第百五十五条の四十三第二項第五号の項中「までの金額」を「相当する金額」に改める。

相続税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

財務大臣　菅　直人

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第五十二号

相続税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、並びに同法附則第三十二条第二項各号並びに相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二条第一項第一号、第二十四条第一項第三号ハ及び第六十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　申告、納付及び還付（第六条―第十一条）」を「第三章　申告、納付及び還付（第六条―第十一条）　第四章　延納及び物納（第十二条―第三十三条）　第五章　雑則（第二十七条―第三十三条の七）」に改める。

「第三章　財産の評価（第五条―第二十六条）　第四章　申告、納付及び還付（第二十七条）　第五章　延納及び物納（第二十八条）　第六章　雑則（第二十九条）」を「第三章　財産の評価（第五条―第二十六条）　第四章　申告、納付及び還付（第二十七条）　第五章　延納及び物納（第二十八条）　第六章　雑則（第二十九条）」に改める。

第一条の二を次のように改める。

（生命保険契約等の範囲）

第一条の二　法第三条第一項第一号に規定する生命保険会社と締結した保険契約その他の政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三十三条）

国保険業者若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者と締結したこれに類する保険契約

二　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第三条（政府保証）に規定する簡易生命保険契約（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第五条第十五号（用語の定義）に規定する年金保険契約及び同条第十六号に規定する旧年金保険契約を除く。）

三　次に掲げる契約

イ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号（事業の種類）の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した生命共済に係る契約

ロ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十一号（事業の種類）若しくは第九十三条第一項第六号の二（事業の種類）の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した生命共済に係る契約（漁業協同組合又は水産加工業協同組合と締結した契約にあつては、財務省令で定める要件を備えているものに限る。）

ハ　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第一項第四号（事業の種類）の事業を行う消費生活協同組合連合会と締結した生命共済に係る契約

ニ　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第七項（事業協同組合及び事業協同小組合）に規定する共済事業を行う同項に規定する特定共済組合と締結した生命共済に係る契約

ホ　独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第二項（定義）に規定する共済契約のうち小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項（旧第二種共済契約に係る小規模企業共済法の規定の適用についての読替規定）の規定により読み替えられた小規模企業共済法第九条第一項各号（共済金）に掲げる事由により共済金が支給されることとなるもの

ヘ　法第十二条第一項第四号に規定する共済制度に係る契約

ト　法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人と締結した生命共済に係る契約で、その事業及び契約の内容がイからニまでに掲げるものに準ずるものとして財務大臣の指定するもの

法第三条第一項第一号に規定する損害保険会社と締結した保険契約その他の政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一　保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社と締結した保険契約又は同条第六項に規定する外国保険業者若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者と締結したこれに類する保険契約

二　次に掲げる契約

イ　前項第三号イに規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した傷害共済に係る契約

ロ　前項第三号ロに規定する漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した傷害共済に係る契約（漁業協同組合又は水産加工業協同組合と締結した契約にあつては、財務省令で定める要件を備えているものに限る。）

ハ　前項第三号ハに規定する消費生活協同組合連合会と締結した傷害共済に係る契約

ニ　前項第三号ニに規定する特定共済組合と締結した傷害共済に係る契約

ホ　条例の規定により地方公共団体が交通事故に基因する傷害に関して実施する共済制度に係る契約

へ　法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人と締結した傷害共済に係る契約で、その事業及び契約の内容がイからニまでに掲げるものに準ずるものとして財務大臣の指定するもの

ホ　独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第二項（定義）に規定する共済契約のうち小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項（旧第二種共済契約に係る小規模企業共済法の規定の適用についての読替規定）の規定により読み替えられた小規模企業共済法第九条第一項各号（共済金）に掲げる事由により共済金が支給されることとなるもの

ヘ　法第十二条第一項第四号に規定する共済制度に係る契約

ト　法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人と締結した生命共済に係る契約で、その事業及び契約の内容がイからニまでに掲げるものに準ずるものとして財務大臣の指定するもの

法第三条第一項第一号に規定する損害保険会社と締結した保険契約その他の政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一　保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社と締結した保険契約又は同条第六項に規定する外国保険業者若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者と締結したこれに類する保険契約

二　次に掲げる契約

イ　前項第三号イに規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した傷害共済に係る契約

ロ　前項第三号ロに規定する漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した傷害共済に係る契約（漁業協同組合又は水産加工業協同組合と締結した契約にあつては、財務省令で定める要件を備えているものに限る。）

ハ　前項第三号ハに規定する消費生活協同組合連合会と締結した傷害共済に係る契約

ニ　前項第三号ニに規定する特定共済組合と締結した傷害共済に係る契約

ホ　条例の規定により地方公共団体が交通事故に基因する傷害に関して実施する共済制度に係る契約

第三章　財産の評価

第五条の七　法第二十四条第一項第三号ハに規定する余命年数として政令で定める年数は、同号の終身定期金に係る定期金給付契約の目的とされた者の年齢及び性別に応じた厚生労働省の作成に係る生命表を勘案して財務省令で定める平均余命とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十一条の改正規定　平成二十二年十月一日

二　目次の改正規定及び第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章を第四章とし、第二章の次に一章を加える改正規定　平成二十三年四月一日

（定期金に関する権利の評価に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下この条において「改正法」という。）附則第二十二条第二項第一号（定期金に関する権利の評価に関する経過措置）に規定する政令で定める保険金は、次に掲げる保険契約の保険金とする。

一　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十六条第四項（生命保険料控除）に規定する個人年金保険契約等

二　保険期間が被保険者の終身である保険契約で、その保険料を一時に払い込むもの